

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 元 年 度 第 1 0 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

令和2年2月20日（木曜日） 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，湯川委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，岡田企画基準係長，林歴史的建築物保存活用係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，白尾係員，吉田係員

【参考人】

山本係員（消防局予防部）

【傍聴人】

1名

4 議事概要

(1) 議事録の承認等について

ア 令和元年度第9回会議の議事録の承認

イ 同意案件に関する報告

ウ 次回会議日程について

(2) 同意案件に関する審議

バス停留所（三宝寺（南行））の上家の新築に係る道路内建築物許可

(3) 包括同意案件に関する報告

京都市立近衛中学校体育館等増築計画に係る日影許可

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号許可（寺院：東山区1件，専用住宅：中京区2件）

(5) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：南区1件，山科区1件，学習塾：北区1件）

5 公開・非公開の別

(1)から(5)まで全て公開

6 審議内容

(1) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第9回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

(ア) 報告の概要

9月建築審査会で同意した、京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可（議案番号4）、12月建築審査会で同意した、京都美術工芸大学体育館建替計画に係る日影に係る日影許可（議案番号8）及び1月建築審査会で同意した接道許可（議案番号9006）について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

回目の会議は、令和2年3月11日（水）午前9時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。

(2) 同意案件に関する審議

[バス停留所（三宝寺（南行））の上家の新築に係る道路内建築物許可]

ア 議案の概要

バス停留所（三宝寺（南行））の上家の新築に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：写真を見ると、バス停の目の前に電柱の支線があるが、支線をそのままにしたままで、バス停を建てるのか。

処分庁：この支線については、交通局と関西電力の間で、この工事にあわせて撤去する方向で話がまとまっていると聞いている。支線の代わりに電柱を支持する方法については、現在、関西電力で設計中とのことである。

会長：本件については、同意とする。

(3) 包括同意案件に関する報告

[京都市立近衛中学校体育館等増築計画に係る日影許可]

ア 報告の概要

京都市立近衛中学校体育館等増築計画に係る日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：許可の内容とは直接関係ないが、今回拡大された土地は民地だったのか。

処分庁：元は京都府所有の土地であり、基準時以前に建った京都府の元官舎があったものを、本市が取得したものである。

委員：令和元年11月に許可を受け、令和3年1月に工事着手ということで、随分期間が空くが何か理由はあるのか。

処分庁：正確に聞き取れてはいないが、埋蔵文化財調査に時間がかかること等が関係していると考えられる。

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第2項第2号許可（寺院：東山区1件，専用住宅：中京区2件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：中京区の専用住宅の件について、通路は元々L字に曲がっていたのか。3戸長屋の専用通路ではなかったのか。

処分庁：元々は3戸長屋の前に通路が東西に通っていた。A敷地の前の通路幅員は1.8m以上を有していたが、B敷地の前は1.8m未満だったため、許可に係る通路とはみない、と整理した。

会長：T型の道だったのですね。

処分庁：そのとおりである。

会長：それでは、今回の同意案件については、全て同意とする。

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：南区2件，山科区1件，学習塾：北区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄